星田駅北地区の将来を考える会 まちづくり協定

(趣旨)

第1条 星田駅北地区の将来を考える会(以下「本会」という)は、望ましくない施設の進出や乱開発を抑制するとともに、未来に向かって良好なまちづくりを推進することを目的として、本会規約第3条(2)に基づき、次のとおりまちづくり協定(以下「この協定」という。)を結び、会員一同これを遵守することとする。

(対象の土地及び区域)

第2条 この協定の対象となる土地(以下「対象地」という。)は農地、更地及び建築物が建っていない土地とし、区域は本会の区域内とする。

(本会と市の役割)

第3条 本会はこの協定に基づき、未来に引き継ぐ良好なまちづくりを実現するため積極的に行動し、 交野市に対して必要な助言及び指導を求めるものとする。

(土地利用の制限)

- 第4条 会員は会員所有の対象地を転用または第三者へ転売もしくは賃貸等転用しようとする場合、 あらかじめ土地利用計画等について、本会会長に届け出るものとする。
 - 2 前項の場合において、対象地を、資材置き場、廃材・廃車置き場、物資の積み替え所、青空 駐車場(建築物等に附属するものを除く)、青少年の健全な育成に支障がある設備等望ましく ない施設・用途へ転換しようとする場合、本会は一定の制約を課することが出来る。
 - 3 但し、本会役員会の了承を経て、短期間利用するものについてはこの限りでない。
 - 4 第1項の場合において、会員は第三者に対し、この協定を伝えなければならない。

(営農環境の保全)

第5条 農との共存を図るため、近隣居住者や近隣営業者・事業者等は農作業が円滑に行われるよう 会員相互に協力する。

(協定違反者に対する措置)

第6条 この協定に違反した者については、本会役員会及び違反者で協議し、改善が図られない場合は、本会役員会において違反者の意見を聞いた後、役員会の議決を経て本会会長がその状況を他の会員に公表する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から起算して5年とする。

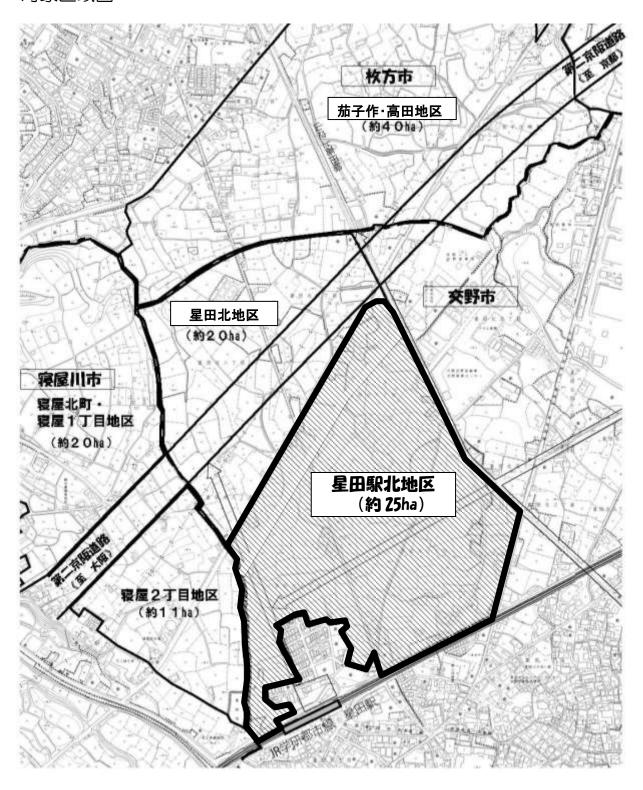
(補 足)

- 第8条 この協定を対象地区住民等関係者に広く知らせるため、まちづくりニュース等を作成し、周知に努めるものとする。
 - 2 この協定の運用にあたっては、本会において適正かつ公正に努めるものとする。
 - 3 この協定の事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、本会役員会にて協議を行い決するものとする。
 - 4 この協定の変更・廃止については、本会総会で定めるものとする。

星田駅北地区の将来を考える会会 長 和久田 泰弘 会員一同

締 結 日 平成 22 年 9 月 23 日 変 更 日 平成 25 年 9 月 20 日

対象区域図





※この協定は本会区域の土地所有者の大半の賛同を得て策定されたものです。法律に基づくものではありませんが、皆で守っていきましょう。この用紙は大切に保管していただき、土地の賃貸・売買・相続等が発生した場合は、引き継いでいただきますようお願い致します。